消費者裁判手続特例法の概要

内閣総理大臣が認定した特定適格消費者団体が、消費者に代わって財産的被害等の集団的な回復を求めることができる2段階型の訴訟制 度(消費者団体訴訟制度(被害回復))を定める。

正式名称:消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(平成25年法律第96号)

沿革

- !○ 消費者被害では同種被害が多発
- 訴訟による被害回復は困難
 - 情報量・交渉力等の構造的格差
 - ・訴訟に要する費用・労力

制定

消費者団体訴訟制度(被害回復)

を創設: 平成28年10月1日施行

- ・紛争の一回的解決
- ・団体の専門的知識・交渉力の活用
- 被害回復の時間・費用・労力等の低減

可る害せ続階

能こ回ずを目

○活用範囲が広がりを欠く

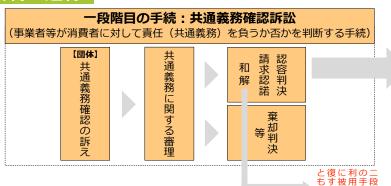
- ・制度の厳格性等による対象事案の限定
- ・団体の事務負担 等
- ○運用により把握された課題
- ・消費者への情報提供の実効性等

改正

令和5年10月1日施行

- ・対象に一定の慰謝料を追加
- ・被告に事業者以外の一定の個人を追加
- 和解の早期柔軟化
- ・支援法人制度等の団体の事務負担軽減策
- ・事業者等に消費者への通知を義務付け 等

裁判の進行



二段階目の手続:簡易確定手続・異議後の訴訟

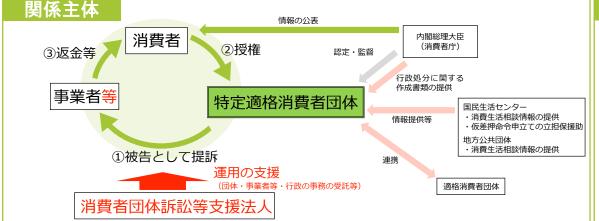
(事業者等が誰にいくらを支払うかを確定する手続)

【団体】 【団体】 【消費者】 【団体】 【事業者等 【裁判所】 /団体】 通公知告 裁判所 簡易中確 認届 (簡易確定決定)債権の確定 (手 団続 否出 異議がある場合 の Iを争う 体へ 訴 立て開発 へ債権を届出 への 【事業者等】 の加 旨認 授入 通公知表 の否 始の (×)·

事業者等の対象消費者等の数の見込み等の回答義務・情報開示義務(対象消費者等の氏 名・住所等の団体への開示)、裁判所による情報開示命令(一定の場合に一段階目の手続 での保全開示命令)も規定

備考

- ○特定適格消費者団体は仮 差押命令の申立ても可能
- (財産の隠匿・散逸等の問 題への対応)
- 〇対象債権の時効の完成猶 予等の特例も規定
- (手続係属中の時効消滅の 問題への対応)



対象範囲

- 〇共通義務の範囲:消費者契約に関する金銭支払義務のうち以下の 請求に係るもの
 - ①契約上の債務の履行の請求
 - ②不当利得に係る請求
 - ③契約上の債務の不履行による損害賠償の請求(※)
 - ④不法行為に基づく民法の規定による損害賠償の請求(※)
 - ※いわゆる拡大損害、逸失利益、人身損害は除く。
 - 一定の慰謝料は対象となる(基礎的事実関係が共通で、i)財産的損害と併せ て請求の場合又は ii) 故意による場合)。
- 〇被告の範囲:①事業者、②事業者以外の一定の個人(※)
 - ※民法715条の使用者責任の適用場面で、事業者に故意・重過失がある場合の、 故意・重過失がある事業監督者・被用者